

震災後、被災地に入った弁護士

～これまでの活動とこれから求められること～

2015年3月11日(水)

東日本大震災から丸4年となる2015年3月11日に特別研修として、「震災後、被災地に入った弁護士～これまでの活動とこれから求められること～」をテーマにした講演が行われました。研修の趣旨としては、震災後風化が進みつつある中で、震災後に自ら被災地に入った弁護士がどう活動し、何を見たのか、被災地での弁護士の役割は終わったのか、今後の課題は何なのかを、3人の弁護士の話を通じて改めて共有し、今後の活動に生かそうというものです。

なお、以下は特別研修講演録の一部です。

報告
1

岩手県の被災地における弁護士活動



瀧上 明 (58期)

●Akira Takiue
東京弁護士会

〈略歴〉

2006年11月 釜石ひまわり基金
法律事務所初代所長
2010年11月 退任
2011年4月 東京パブリック法律事務所
入所
6月 退所
7月 震災復興をめざす岩手
はまゆり法律事務所所長
2014年7月 閉所

私は、震災前の4年間と震災後の3年間、計7年間、岩手の釜石市で働きました。出身は大阪府の豊中市で、阪神・淡路大震災も経験しております。当時は学生でしたので、瓦礫を運ぶくらいで何もできませんでしたが、今回の震災では、法律の専門家として被災地で働くことができました。

私が初めて岩手に行ったのは、2006年です。「釜石ひまわり基金法律事務所」の初代所長として赴任しました。4年間務め、2011年の2月20日に岩手を出て、東京に移り住みました。震災はちょうどその3週間ほど後です。

同じ2011年の7月11日、今度は、「震災復興をめざす岩手はまゆり法律事務所」という事務所を作りまして、3年間活動いたしました。「釜石ひまわり」は日弁連が作った事務所ですが、「岩手はまゆり」は私が自費で作った事務所です。

私が岩手にかかわった出発点は、司法過疎地対策です。岩手県の沿岸は大体200キロありますが、私が「釜石ひまわり」へ赴任した時、弁護士は6人くらいで、震災直前でも10人弱ほ



釜石ひまわり外観(2011.3.26)(2階右端の部屋)



釜石ひまわり内部(2011.3.14)

どでした。そういった司法過疎地で大震災が起きました。

左ページ下の写真は、「釜石ひまわり」の入っていたビルです。2階部分まで全部窓ガラスが割れています。2階の天井まで津波が来たのです。全国各地の「ひまわり」の中でも、うちの事務所が一番被害が大きかったと思います。

津波に流されて、結局出てこなかった記録ファイルがかなりあります。パソコンのデータもすべて消えまして、災害時のBCP（事業継続計画）の必要性を感じました。

街の状態を見て、いろいろな法律問題が発生すると考えました。相続、土地、債務整理、損害賠償等々。ここは司法過疎地ですから、弁護士の力が必要だと強く感じました。また、避難所を回って、話を聞いていると、法律的な問題について全然分からない被災者がたくさんいました。そういった中で、ここは自分が行くしかないと思って、新事務所を開設しました。

被災地に戻って最初にやったのが、自分から被災者のもとに相談を受けに行くことです。被災者は、自分からはなかなか相談に来ません。でも、被災者といろいろ雑談していると、法律問題がパッと出てくるんですね。被災者は何が法律問題かも分かっていないので、弁護士から聞く必要があるのです。そこで、こちらから仮設住宅を巡回しました。

釜石市と大槌町の仮設団地100か所全てを巡回しました。黒い車にタープを張って、「無料法律相談実施中」という幟を立てて、市役所

の人たちと一緒に回りました。談話室がある所は談話室を使いました。

巡回を始めたのは8月で、すごく暑かったですね。また、ヘドロや魚が腐ってまして、非常にハエが多かったです。これが最初の夏の思い出です。この仮設巡回は、その次の年の春にもやりました。

「電話一本で弁護士がお宅に行きますよ」という出張相談のチラシを新聞に折り込んだりもしました。

大槌には法テラスの出張所もできました。2012年3月12日、ちょうど震災1年後ぐらいで、大槌町役場のすぐそばです。被災者は役所に行くことが多いので、「法テラス大槌」は非常に相談が多いです。

こういった相談活動のほかにも、法的問題の把握のため、2011年の秋、釜石・大槌の約4000戸の仮設住宅全部にアンケートをとりました。「司法アクセス障害となる事由」という質問項目を作ったのですが、一番多かったのが「資金の問題」。次は「心理的な問題」、「敷居が高い」など。3つ目が「情報不足」で、弁護士は何をする人か分からないということ。何が法的問題か分からないということもあったと思います。4つ目が「物理的な距離」。被災者は車を流された方が多いのですが、バス移動だと、隣町の大槌から私のいる釜石まで1時間かかることもあります。それではなかなか法律相談には行きません。

今回の震災では、情報交換や、あるいは被災地から中央の方々に情報を伝えるのに、「災害弁護士メーリングリスト」が非常に役立ちました。最近投稿が1万件を超えましたけれども、最初から私も参加しております。

結局、3年で事務所を閉じました。現実的な問題として、やはり資金難が大きかったですね。毎年平均数百万円赤字を出して、当然生活費も出ないですから、非常に大きな赤字になりました。

今、今後の被災地支援について考えております。震災から時間が経過して、震災プロパーの問題に加えて地域の構造的な問題が浮き彫りになってきました。釜石を含め、今回の

被災地では、震災前から地域経済が大体右肩下がりでしたが、震災によって急激に加速しました。

まず、「人口減少」や「高齢化」という問題があります。若い人がかなり出ていきました。老人が残されますので、地域を支える人材が不足しています。例えば、大槌町の人口は、私が「釜石ひまわり」にいた時は1万7000人ぐらいでしたが、今は1万2000人ぐらいです。住民登録を残したまま出ていく人も多いので、実際には1万人いないと思います。町としてやっていけるのかという状況にまで追い詰められています。

一方で、「長期化する仮設住宅住まい」という問題もあります。公営住宅がなかなか建たないので仮設住宅にいるわけです。今も、仮設の入居率は75%ぐらいです。お年寄りの割合が増えていて、「孤独死」、「復興格差」が問題になっています。

高齢者福祉は、今後の被災地で大きな問題になると思います。

また、「コミュニティの維持」、「地域文化の維持」も危機に瀕しております。被災者が避難所に入って、仮設に移って、さらに公営住宅に移ると、その段階ごとにコミュニティ

ーが破壊されるわけです。

「産業の衰退」も非常に大きな問題です。大槌町では半分以上の事業者がやめました。釜石市でも大体3分の1ぐらいやめました。雇用の場がないので、特に若い人が出ていきます。すると、事業者も増えないので雇用の場がなくなって、結局戻れなくなります。

そういった何重苦という状況です。では、その中で「弁護士として貢献できることは何か」が、今私の考えていることです。これらは政治の問題であって、一弁護士ではどうにもできないかもしれません。ただ、それでも、何らかの貢献をしたいと思っています。

そのとき、一番大事なものは、やはり「現場主義」だと思います。

2つ目は、司法をより身近なものにしていくことです。先ほど、「司法アクセス障害となる事由」について話をしました。情報不足とか心理的な壁を取り除いていくとか、弁護士の側から動く必要があると思います。

3つ目は、弁護士のできることは、実際には多くないということです。そこで、他の組織や地域社会との連携、士業、行政、NPO等と連携して、足りないところを補い合わないといけないと考えています。

▲▲

報告 2

福島県の被災地における弁護士活動



平岡 路子 (63期)
●Michiko Hiraoka
福島県弁護士会

〈略歴〉
2010年 横浜弁護士会に登録
弁護士法人かながわパブリック
法律事務所入所
2013年 福島県弁護士会に登録換え
相馬ひまわり基金法律事務所
所長 (4代目)

最初は、2010年の12月に横浜の公設事務所に登録をいたしました。その後、2013年の1月

から福島県の「相馬ひまわり基金法律事務所」の4代目所長ということで活動をさせていただいております。

どうして数ある公設事務所の中からわざわざ福島に行くことを選んだのかというと、一番は阪神大震災で被災したという経験があるからです。当時小学6年生でしたが、友達と一緒にヘリコプターに向かって「助けてー」と手を振ったけれども、当然ながらヘリコプターは降りてはきてくれない、支援もその日に

届くわけではなく、すごく心細い思いをしました。

ただ同時に思ったのは、支援を頂くことのありがたさでした。仮設の校舎の黄色いテントにウィーンフィルの方が来てくれてコンサートをしてくれたのをすごく覚えています。こちらのことを忘れないでいてくれるっていうことだけでも、すごくありがたかったです。

わたしが、被災者として特殊な経験をしたのは、震災後まもなく千葉に転居したということです。父親の仕事の都合で千葉に来てみたら、神戸のことなんか全然なかったことのように、普通に生活をしていて、周りからすごく無神経な発言をされました。

被災地と被災地外というのは、すごく意識に違いがあって、無関心というのが、すごく人を傷つけるんだなっていうのを、正直思いました。東日本大震災が起こって、原発事故が起こって、その中で福島に行く機会を、わたしにいただけるのであれば、ぜひ現地に行って活動したいと。それで少しでも、被災者の方のためになるならというのが、一番の動機でした。

わたしが今住んでいる相馬市というのは、福島第一原発から大体半径50キロに収まるところです。30キロ圏内というのが、避難指示が出た区域でして、相馬市のお隣の南相馬市は、避難指示が出た区域で、20キロ圏内については、いまだに避難指示が出ています。

福島の場合は、地震と津波と原発事故。この3つが複合して被害が生じています。例えばJR常磐線の富岡駅では、津波の被害がそのまま残されています。

雨漏りの被害も非常に大きいんです。地震から間もなく、避難指示が出されて、瓦も何も落ちていたんだけど、そのまま避難せざるを得なかった。半年以上も何もしないまま放っておいたものですから、雨漏りしてしまっています。

また、家の中でもいろんな被害があるんですね。誰もいなくなっちゃったので、ネズミが家の中にいっぱいいるような状態です。あとハクビシンという動物が、家の中にいた

りという話はよく聞きます。湿気やカビなども発生し家が傷んでいます。

福島の町中では、いろんなところでモニタリングポストを見かけます。マイクロシールドだとか、ベクレルだとか、一般の方がそういうお話をせざるを得ないというのが、福島の状況です。放射能測定マップが毎日更新され、新聞にも毎日線量が出ます。

除染の作業も、いまだに行っている状態です。福島市の場合は、敷地内保管になっているものですから、自宅の横に除染した廃棄土をそのまま置いていると。ビニールシートをかけて、保管しておくという状態です。仮置き場とって、除染した廃棄土を仮に置いておくところというのを、いたるところに今作っています。関連死が直接死を上回っているという状況も続いています。これはやはり先が見えないからだと思います。

そして一番わたしが大きな問題だなと思ったのは、地域の中であるとか、コミュニティの中で、賠償金であるとか、放射能に対する考え方によって、いろんな分断が起きてしまっているということです。これはあくまで一例ということで聞いていただきたいんですけども、例えば、避難指示区域からの避難者の方は、自宅には帰れない。自主的避難指示区域に住んでいた方でも、お子さんに制限のある生活をさせるのが嫌だとか、放射能がほんとうに影響がないのかどうか分からない。やっぱり福島では、安全に平穏に暮らせないんじゃないかということで、避難をされている方がいます。この場合避難しているというのは、一緒なのに、賠償金額の差が非常に大きいと。それで「避難指示出てるからいいよね」とか、「うちは大変なのに」っていうふうな、気持の差というのも、どうしても出てきてしまいます。

他方で、福島県に残っている方もいらっしゃるわけですが。わたしも多分自主的避難者の方には、おかしいと思われてるんじゃないかなあと思うんですけど、福島で暮らすことをよしとするのかどうかについて、どうしても認識の差は、出てしまっています。これはど

っちが悪いとか、どっちがいいという話じゃなくて、考え方というか、価値観の問題だと思うんですけども、それがどうしても違ってしまいます。根本で違ってしまいますので、非常に難しい問題だなというふうに思っています。

同じ福島の中に、避難している人と、元の家に住んでいる人とで、賠償額に大きな差があります。「あんたは浪江だからいいよね」とか、「大熊だからいいよね」という話をされてしまうというのは、正直よく聞きます。賠償金というのは、損害を賠償してもらっているわけだから、貰うこと自体なんにも問題は無いんですけども、お金っていうものが入ってきてしまうと、住民の中には、お金貰ってるからいいよねという話が出てきてしまう。そういう悲しい現実があります。

こういう現実がある中で、わたしが主にやってきたのは、やはり原発の賠償事件です。多くなってしまうのは、周辺の住民全員が、原発事故によって損害を被っているということの特殊性だと思います。皆さんが賠償請求権を持っている。これは普通ではあり得ない状態だと思います。

わたしが所属している相馬支部は、登録自体は11人なんですけど、実働が9人です。その中で周辺住民皆さんの賠償請求をやるかっていうと、それは正直限界があります。わたしもかなりの件数をやっていますけれども、どうしても滞りがちになっているのも事実です。もともとこの地域は司法過疎地ですから、自分の権利自体を行使する方法が分からないとか、そういうこと自体を考えないとか、東京電力に言われたものだから、そうなんですって思うってしまう方が多いなと思っています。

どういう区域の住民かで、賠償額というのが非常に変わってきます。相馬市のような自主的避難対象区域の場合、精神的損害だけであれば8万円。南相馬市の原町区など中心部などの緊急時避難準備区域だと、18か月分は、慰謝料出しますよと。他の、今も避難指示が出ている区域なんかは、4年以上月10万円出しますよっていうことで、金額にするとかなり

の差が出てしまうんです。残念ながら。そういう賠償額の格差をどうするかってというのは、非常に問題ですし、あともう1つ大きな問題は、賠償自体を打ち切るという傾向が出てきました。それにどうやって対応していくかというのも、問題だと思いますし、打ち切られた時に、どのくらい相談が増えていくのかを思うと、正直怖いところもあります。

今集団申し立てが、福島県内で非常に増えています。集団案件によって、賠償格差を是正するという効果があるのは、間違い無いと思います。ただ、東京電力の和解案を拒否するということが出てきました。集団案件であれば、個別の立証ができていないので出しませんと言われていています。そういった状況もある中で、賠償額の格差を是正するというのをどこまでできるのか、どこまで広げられるのか、集団申し立てにかかわる弁護士をどうやって増やすかが課題です。

震災にまつわる事件処理も増えてきました。最近増えてきたと思うのは、被災した土地の買い上げの問題です。相続登記が何代もわたって未了になっている事案であるとか、相続人の居場所が分からない事案であるとか、そういうケースが、震災から4年近くたって増えてきたなという感覚を持っています。

家族間の紛争も増えています。例えば賠償金や義援金を世帯主が受領しているケースが多いんですけども、「子どものものなのに、どうしてお父さんが独り占めしてるの」とか、「お父さんがギャンブルで使っちゃった」とか、「それをどうにかして取り返せないか」みたいなご相談を受けることもあります。あと

これからの課題

支援者自身の「疲弊」

「参画」の必要性

現地の弁護士の意義

被災者と同じ視点で「寄り添う」

連携の可能性／無限性

新たな取組みの必要

は、漁が制限されていて、お仕事があんまりない漁師さんが、家にいる時間が長くなって、奥さんを殴ってしまって離婚になるというような事案もあります。

そういった中で、左ページにこれからの課題について一応3つ挙げてみました。

正直支援者自身、弁護士自身も、非常に疲れているというのが、実情です。福島の場合は、避難指示がいつ解除されるか分からない。いつ元に戻るか分からないという中で、現地にいる弁護士自体も、非常に疲れてきているというのを感じます。

新たに活動に参加してくれる方というのが、絶対的に必要なんじゃないかなと思っています。現地に弁護士がいること自体に、意義があることだろうと思います。もちろん東京であるとか、いろんなところから、先生方に支援していただくことは、ほんとうに非常にありがたいと思っています。ただ福島の場合、特に相馬の場合かもしれませんけれども、どうしても司法過疎地ですので、弁護士の先生と電話でやり取りしても、なかなか分からないという方も多いです。

あとは先ほど申し上げたとおり、福島にいるかないかで、福島で暮らしていけるのか、いけないのかっていうので、大きな認識の差があるものですから、福島県外の方は、福島のことを分かってくれないというふうになっ

ちゃう方も、残念ながらいます。ただわたしは、現地で暮らしているということで、同じ視点で考える。同じ視点で寄り添うということが、できるのかなということは思っています。

今後の復興活動に関しては、原発事故自体が、今までに起きたことがないことなわけで、法律だけでなんとか解決しようと思っても、絶対に無理だと思っています。

1人でできることにも、現地でできることにも限界があると思います。だから東京であるとか、人手があるところから、支援をしていただくことっていうのは、非常にありがたいし、大きな力になります。わたしが行ってよかったと思うのは、わたし自身は、関東でもともと仕事をしていたので、そこのつてを頼って、こういうこともできますっていう、新たな提案もできるっていうところが、外から行く意味じゃないかなと思っています。そういう意味では、東京であるとか、そういったところから来ていただくこと、赴任していただくことというのは、非常によい循環になるんじゃないかなと思っています。

わたし自身の任期も、2016年3月で終わることになっていまして、他の被災地のひまわり事務所も、実は任期が2016年で切れるというところが多いんですね。これからもよろしく願います。

N
FPA

報告
3

被災地自治体における任期付公務員としての活動



野村 裕 (54期)

●Yu Nomura
仙台弁護士会

〈略歴〉
2001年 第二東京弁護士会登録
のぞみ総合法律事務所入所
2004年～2006年 日本銀行に出向
2008年 のぞみ総合法律事務所パートナー
2013年5月 石巻市赴任と同時に仙台弁護士会に登録換え

わたしからは、被災地自治体における任期付公務員としての活動、大規模被災自治体と復興ということで、お話をさせていただきます。

宮城県石巻市は、2005年に1市6町が合併した、面積555平方キロの自治体です。仙台駅周辺から、石巻市の中心部まで約1時間。さら

に、いわゆるリアス式海岸の方まで行くとプラス1時間ほどかかります。

石巻市は東日本大震災における最大規模の津波被災自治体です。災害関連死を除いて、石巻市で約3600人が亡くなっています。全国で1万8千人ですから、うち2割弱が石巻市で亡くなったと。それから全壊した住家の数が約2万棟あります。全国の被害の15.7%が石巻市。津波で全壊した住家というのは、圧倒的に石巻が多いと思います。

被災自治体の(石巻市の)ToDoリスト①

- ・救助・捜索／道路啓開／災害廃棄物の撤去
- ・行政サービス、医療・介護サービスの再開／公立学校の再開
- ・生活インフラ・道路・下水道・施設・漁港その他の応急復旧（～本格復旧）
- ・避難所運営～仮設住宅建設・入居／仮設住宅の管理・入居者対応
- ・罹災判定
- ・各種給付等（生活再建支援金、災害弔慰金、災害援護資金貸付、義援金配分、住宅再建に関する独自支援…）
- ・災害廃棄物処理／被災家屋の解体・撤去
- ・防災計画・防災施設の整備（防波堤・防潮堤、河川堤防、その他避難施設等…）
- ・高台移転（集団移転促進事業 被災元地の買取り、移転先団地の用地取得・造成・区画整備、被災者への貸付け・分譲）
- ・土地区画整理事業（被災した市街地、また、移転先団地）／市街地再開発事業
- ・災害公営住宅の整備
- ・仮設住宅入居者の住まいの再建支援
- ・産業用地の整備
- ・産業（職業）の復興に関する各種施策（事業者への補助金、漁業・水産加工業および農業等の再生・振興、6次産業化、企業の引留め・誘致、緊急雇用創出事業…）
- ・コミュニティー構築支援

（*国や県が中心となる内容も含む）

被災自治体の(石巻市の)ToDoリスト②

- ・各項目について**予算の確保、計画案の策定、住民への説明、入札・発注**といった一連の作業を伴う
- ・自治体が「**初めて経験する事務・事業**」が多い、進めている途中で**制度や取扱いが変更**になった内容も多い
- ・個々の市民・被災者との**個別的な対応を要する（＝省力化が難しい）**内容も多い
- ・罹災判定、仮設住宅入居、被災家屋の解体、各種生活再建支援の給付、住まいの再建意向の確認（再建の支援）、それに基づく集団移転先団地等の整備、被災元地の買取り、その他事業用地の買収、土地区画整理事業区域内地権者との協議・交渉、仮設住宅からの退去…

面積や人口に対して大きな割合で被災した自治体では、職員数に比して膨大な事務・事業を抱えることとなった

震災前16万3千人ほどの人口でしたが、今の時点で約15万人、実数はもう少し減っているかもしれません。このうち、プレハブの応急仮設住宅に住んでいるのが、入居者の件数5800件、人数にして1万3千人ぐらい。加えて、仮設住宅扱いの民間賃貸住宅に4千件。合計すると約1万世帯、人口の8.4%が「仮設」と名前のつく住まいに今もいます。その人たちが恒久住宅に住むための施策が必要であるということです。

被災自治体が震災後に為すべきことは、山ほどあります。自治体が初めて経験する、前例のない事業が多くありました。

1つひとつ、復興予算を確保し、具体的な実施計画などを策定し、住民に説明し、入札をかけて発注をするといった一連の作業を伴います。よりよい制度にしようという趣旨ではありますけれど、事業が進み始めてから、制

住まいの再建に関する主な復興事業

防災集団移転促進事業（高台移転）

- ・移転先団地造成 市街地計108ha+半島部46地区160ha
- ・被災元地買取り 約**6600戸**が対象

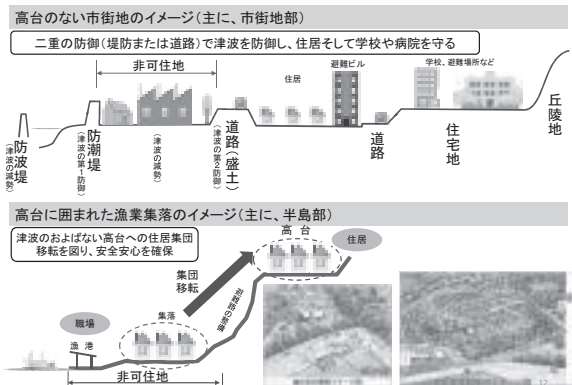
土地区画整理事業

- ・新市街地6地区（農地→市街地の移転先団地）
- ・既存市街地9地区（192ha想定）（権利関係複雑）

復興公営住宅（災害公営住宅）

- ・整備目標4500戸（市街地部3850戸、半島部650戸）

参考資料 まちづくりのイメージ（石巻市資料より引用）



度や取扱いが変更になった内容も多々あります。もちろん、福祉関係など平時に求められる行政サービスも並行して提供、再開しなければなりませんでした。

とりわけ面積や人口に対して大きな割合で被災した自治体では、職員数に比して膨大な事務・事業を抱えることとなったということでもあります。

石巻市も、当然、非常に深刻な大規模被災自治体です。ただ、他の人口が少ない市町村の中には、被害の絶対数は少なくても、被災割合が大きいところが多々あります。例えば、石巻市では人口の2.2%くらいの方が亡くなりましたが、7、8%の方が亡くなった自治体もあります。あるいは、もともと職員数が150人しかないような自治体なども、大規模被災自治体に当たると思います。

「住まいの再建に関する主な復興事業」として、まず「防災集団移転促進事業（高台移転）」があり、移転先団地の造成、それから被災元地の買取りという2段階の事業になっています。第2に「土地区画整理事業」。第3の「復興公営住宅」については、現在、4500戸を整備目標として進めています。以上が、基幹事業の中でも基本となる事業です。こうやって家の器を造るだけで復興が成るわけではありませんが、被災自治体以外が事業主体になれない、必ず成すべき事業です。いずれも不動産関連ですので、不動産権利処理の問題に直面している事業でもあります。

私の職務は、市役所内のあらゆる部署からの法律相談を受けることが中心です。

市民の多くが被災して、これだけの膨大な復興事業を、平時の5倍もの予算で進めており、そのために全国からの事業者が市内で活発な経済活動をしています。そういう環境で様々な法的な検討事項が発生することは必然です。震災後、市職員は、「やらない」という選択肢がない中、不安を抱えながらも、進めてきたわけです。

私が赴任しまして、1年10か月で、事案事件数で400件ぐらい対応しました。

具体的な案件の中身ですけれども、震災関

連案件としては、まず、復興事業を進めるための相談、不動産の権利処理や用地の取得など。また、震災時および直後期に関する賠償要求の対応、災害弔慰金など被災者の支援制度の運用上の相談などがあります。

行政法、各事業の根拠法に関する法的問題もありますが、多くは、契約、売買や賃貸借、あるいは物権や登記、不法行為法、親族・相続など民事法の分野の仕事が多いです。加えて、法的紛争に発展した場合の見通しが問題になります。これらは、まさに弁護士の基本的な取扱分野であり、弁護士の力が非常に発揮できる内容であると感じております。

それから、震災関連に限らず、地方自治体の市長部局は、市民や国民、マスコミ、それから市議会に対して常に説明責任を果たし続ける必要があるんだなあというのが私の実感です。事務や事業の内容を説明して、法的根拠を示し、その妥当性を論ずる。もし、問題事案があれば、コンプライアンスや危機管理の場面になる。もちろん、常に正しかったというわけではなく、誤りを認めて適切な対策を講ずることも仕事になってきます。これもやはり、弁護士の能力が生かされる場面です。

とりわけ、被災自治体は、復興予算の配分を受けており、平時に増して全国民に対する説明責任を負っているということでもあります。

私は、東京で、コンプライアンス関連の仕事を中心に扱っていました。一旦、そういうのを離れるのかなと思っていたら、思いがけずとても役に立っていますし、頼りにもされている部分かと思います。逆に言えば、私の関心分野であるから、食い込んでいったという面もあると思います。弁護士はそれぞれ個性、関心がありますので、赴任した弁護士なりに、違う部分で活躍できていると感じています。

「地方自治体の実質」ということで、私が弁護士として働いている中で感じたことをいくつか紹介させていただきます。

まず何よりも、基礎自治体、市町村は「現場」であるということです。災害時の事業は、国や県に直轄していただく事業もありますが、

多くは市町村が主体となります。各事業について住民の窓口として接する仕事は、手間を省力化できない部分であります。

それから、その現場である地方自治体は、組織であるけれども、よく見れば地域住民である職員、人の集団であると感じるという点です。皆さん、能力や専門性、個性は多様です。ただ、若い人でも年配の人でも、活躍している職員は皆さん意識も能力も高いですし、大切にしたい出会いが多くありました。

そういう人たちと働く中で、弁護士は、組織内で決裁を進める推進力になることができます。担当者の方針と私の法的見解とで結論が違うことは多くはありません。ただ、担当者が言っても通らない。いいことを言ってるんだけど、理由が分からない。そういうことがありますので、方針を支える理由付けを、分かりやすく説得力あるものにする。企業法務全般に通じる話だと思えますけど、そういうことをやっています。

自治体内の弁護士の直接のクライアントは個々の職員です。相談によって、ある職員の信頼を得れば、リピーターになり、次のクライアント、別の職員を紹介してくれます。

決して、市長や幹部のために地方自治体に行くわけではなくて、市長や幹部を含めて、一人ひとりの職員に届くように仕事をしていくということが大事なんだなというふうに感じております。

さらに誤解がないように申し上げれば、もちろん、組織のため、職員のために仕事をしに行っているわけではなく、あくまでも目的は市民、被災者のためであるという点は、いつも心掛けるようにしているところです。

次に、「被災地で考える復興」について、お話ししたいと思います。

災害からの復興の目的や目標は、結局、個々の被災者が幸福な生活や環境を取り戻すということですから、常に被災者を中心に考える必要があります。

ところが、個々の被災者の置かれた状況は極めて多様です。生活再建のためには、家庭環境がまずあって、それに住まいの復興、職

業の復興が必要となります。

しかし、これらはいずれも、あなたのために家を用意してあげました、仕事を用意してあげました、ましてや家庭を用意してあげましたということはできません。金銭的な支援は、助けになっても、それで解決はしません。

これら生活再建の要素、あるいはコミュニティーの再建、復興には、被災者自身の力が必要です。それを、いかに引き出すか。行政は一体何ができるのか。真の復興は、他人が与えることはできない。非常に大きな悩みを感じるところです。

また、復興政策を行う場合、何をやるにしても対象になる住民、ならない住民がいます。必ず線引きがなされ、線引きによる不公平感をもたらします。悩ましいのは、被災者がありがたいと感じる大きな支援であるほど、線引きの意味は重くなり、生じる不公平感も大きくなることです。線引きのギリギリ対象外の方であれば特に、ものすごく損した気持ちにもなるわけです。

私見ですけれども（心理的、社会的な文脈とは別として）、行政の客体として災害から20年後30年後まで「被災者」という属性を持ち越すということには疑問を感じます。

例えば、震災当時5歳の子どもが2人いたとします。片方は「被災者」の子どもで、自らも「被災者」。もう一方の子ども（およびその家族）は市内在住であったが、被災の程度が低く、「被災者」に該当しなかった。では、25年後、それぞれ30歳の市民に成長した時に、一方は「被災者」なので復興政策を適用するということが合理的なのでしょう。

私は、その時には、25年前に被災したか否かということではなくて、30歳の時点での事情に基づいて、もし必要であれば行政の福祉政策の対象とするのが本来のあり方ではないかと思うわけです。

福祉の分野は、平時でも自治体と弁護士会の協働の余地が大きい分野だと感じます。自治体が蓄積している事例や経験は非常に多いです。地方自治体の中に弁護士が入って、弁護士会とのパイプ役を務められれば、大きな

役割を果たし得ると思います。

今後、「仮設住宅から退去できない被災者の問題」などは、福祉の問題とほぼ重なることが見えています。

「災害復興の分業や役割分担」についてですが、これだけの巨大災害、甚大な被害があった場合、復興に時間がかかるのは当然です。したがって、被災地を忘れずに復興支援を持続、継続することが重要だと痛感しております。

ある一人が責任を持って継続するというのではなく、次につながって行けばよいと思います。被災地は、一人のヒーローを求めているわけではありません。誰であっても、一人の力でできる災害復興には限りがあります。そうではなくて、多数による息の長い積み重ね、分業や分担が求められている。それぞれが自分なりにできる範囲で、得意な分野で貢献していけばよいと思います。

石巻に赴任して、全国の弁護士の皆さんの被災地への貢献を実感しております。個々の被災者に対する支援、政策面の支援、あるいは顧客企業を通じた支援ということもあります。

他方、自治体の中でこそ果たせる役割も間違いなくあります。大規模被災により、被災者が多数いるならば、一人ひとりに個別具体的な法的支援をすることにはすぐ限界がくるわけです。そうであれば、復興に向けた行政の活動そのものが、まず、問われるわけがあります。災害復興に地方自治体の役割、責任が重大であるならば、そこに直接資源を投入すべきです。被災自治体にとって、弁護士に限りませんが、組織内に応援の職員が入ることは常に確実な助けになると実感しております。

事業のピークはまだこれからです。大規模に発注している中で必ずいろんな法的な検討事項が生じますし、用地取得の問題も引き続き懸案になります。そして、被災者の生活支援の取組みはまだ続きます。

したがって、多くの先生方に、被災地に赴任していただきたいのですが、任期後に対す

る不安を感じられる方がいらっしゃいます。この点、地方自治体は国や地域の重要な構成要素であり、その地方では有数の経済主体でもあるわけですから、決してキャリアにマイナスになることはないと思います。それが被災自治体であれば、なおさら意義のある活動となります。後から、あの時行かなければよかったと思うということはありませんと私は自信を持って申し上げます。

先ほど申し上げたように、被災地はヒーローを求めているわけではありません。仕事は民事法分野が主ですし、事件の見通し、説明能力など弁護士の基本的な能力が期待されているものです。自治体職員が相談できずに抱え込んでいるのと比べたら、若い先生であっても、もちろん大変助けになる、雲泥の差であるということです。

赴任した弁護士を支える、被災自治体の弁護士のネットワークも作っております。各自自治体の被災内容は異なりますし、特に福島など問題が異なる部分はありますけれども、共通の課題も多いので、密に交流・連携して支え合っています。

ダメ押しでお話ししたいのですが、弁護士として30年40年と働くうちの、ほんの数年間のことです。公私両面でアクセントや刺激にもなりますし、その経験は残りの弁護士人生をきっと豊かにしてくれるはずであります。また、被災地に行って多くの出会いがありました。官庁や他の地方自治体からも多くの応援職員が来ています。NPOの方なども、魅力ある人が多いです。

何より、市の職員の方から、「弁護士が来てくれて安心して仕事に取り組めるようになった」と言っていたのが、本当に幸せなことと感じております。

最後になりますが、ぜひ一度、あるいは再度、被災地をご訪問いただきたいと思います。その際には被災地にいる弁護士たちにご一報いただければ、ご案内もできますし、きっと自分だけで行くのとは違う経験ができるはずです。お待ち申し上げます。 ■